

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）

2 改正内容

第 2 条第 2 項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に関すること。

(3) 法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助に関すること。

第 3 条の 5 第 2 号中「生活指導」を「生活支援」に改める。

第 5 条第 1 項中「食事の提供に要する」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表に掲げる家賃については、第 2 条第 2 項第 2 号の事業の利用者からは、徴収しない。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金の減免)

第 5 条の 2 指定管理者は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条第 1 項の利用料金を減額し、又は免除することができる。ただし、法第 29 条第 3 項第 1 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を除く。

第 8 条中「及び第 6 条」を「、第 5 条の 2、第 6 条及び別表第 2」に、「第 6 条中「指定管理者」を「第 5 条の 2 の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 6 条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表第 2 中「あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

1 通所施設

名称	位置
大田区立大森東福祉園	大田区大森東一丁目 36 番 7 号
大田区立南六郷福祉園	大田区南六郷三丁目 23 番 8 号
大田区立久が原福祉園	大田区久が原一丁目 2 番 5 号
大田区立大田生活実習所	大田区萩中二丁目 10 番 11 号
大田区立新井宿福祉園	大田区中央二丁目 13 番 2 号
大田区立池上福祉園	大田区池上六丁目 40 番 3 号
大田区立くすのき園	大田区南六郷三丁目 23 番 9 号
大田区立うめのみ園	大田区東糞谷五丁目 17 番 14—101 号

大田区立うめのき園分場	大田区大森南一丁目 20 番 8 号
大田区立大田福祉作業所	大田区大森西三丁目 3 番 9 号
大田区立大田福祉作業所大森西分場	大田区大森西二丁目 20 番 17 号
大田区立しいのき園	大田区西糺谷二丁目 9 番 12 号
大田区立はぎなか園	大田区萩中二丁目 12 番 23 号

## 2 その他の施設

名称	位置
大田区立つばさホーム前の浦	大田区大森南二丁目 15 番 1 号

### 別表第 2（第 5 条関係）

#### 1 通所施設

種別	単位	金額
食事の提供に要する費用	1 食	650 円

#### 2 その他の施設

種別	単位	金額
家賃	1 月	3 万円を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める額
食材料費、光熱水費その他の日常生活に要する費用		実費相当額

#### 付 則

##### （施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から付則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

（大田区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 大田区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項及び第 4 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

##### （準備行為）

- 第 3 条の 3 の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。
- 区長又は指定管理者は、この条例の施行の前日においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

### 3 改正理由

つばさホーム前の浦において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律に規定する短期入所及び共同生活援助を実施することに伴い、規定を整備するため。

#### 4 施行年月日

規則で定める日から施行する。

#### 5 新旧対照表

新	旧
○大田区立障害者福祉施設条例	○大田区立障害者福祉施設条例
昭和 58 年 10 月 12 日 条例第 31 号	昭和 58 年 10 月 12 日 条例第 31 号
改正 昭和 62 年 11 月 30 日第 47 号 平成 3 年 12 月 10 日第 49 号 平成 5 年 6 月 25 日第 35 号 平成 7 年 12 月 14 日第 54 号 平成 8 年 10 月 17 日第 45 号 平成 10 年 10 月 12 日第 69 号 平成 11 年 2 月 17 日第 11 号 平成 13 年 10 月 18 日第 64 号 平成 15 年 3 月 17 日第 14 号 平成 15 年 12 月 25 日第 46 号 平成 16 年 3 月 16 日第 14 号 平成 16 年 12 月 17 日第 47 号 平成 17 年 3 月 18 日第 32 号 平成 17 年 10 月 21 日第 69 号 平成 17 年 12 月 22 日第 85 号 平成 18 年 3 月 20 日第 28 号 平成 18 年 6 月 23 日第 53 号 平成 19 年 3 月 20 日第 22 号 平成 19 年 10 月 19 日第 62 号 平成 20 年 3 月 14 日第 11 号 平成 21 年 3 月 26 日第 37 号 平成 22 年 10 月 6 日第 33 号 平成 23 年 3 月 11 日第 11 号	改正 昭和 62 年 11 月 30 日第 47 号 平成 3 年 12 月 10 日第 49 号 平成 5 年 6 月 25 日第 35 号 平成 7 年 12 月 14 日第 54 号 平成 8 年 10 月 17 日第 45 号 平成 10 年 10 月 12 日第 69 号 平成 11 年 2 月 17 日第 11 号 平成 13 年 10 月 18 日第 64 号 平成 15 年 3 月 17 日第 14 号 平成 15 年 12 月 25 日第 46 号 平成 16 年 3 月 16 日第 14 号 平成 16 年 12 月 17 日第 47 号 平成 17 年 3 月 18 日第 32 号 平成 17 年 10 月 21 日第 69 号 平成 17 年 12 月 22 日第 85 号 平成 18 年 3 月 20 日第 28 号 平成 18 年 6 月 23 日第 53 号 平成 19 年 3 月 20 日第 22 号 平成 19 年 10 月 19 日第 62 号 平成 20 年 3 月 14 日第 11 号 平成 21 年 3 月 26 日第 37 号 平成 22 年 10 月 6 日第 33 号 平成 23 年 3 月 11 日第 11 号

新	旧
<p>平成 24 年 3 月 16 日第 12 号 平成 25 年 3 月 15 日第 12 号 <u>令和 年 月 日第 号</u></p>	<p>平成 24 年 3 月 16 日第 12 号 平成 25 年 3 月 15 日第 12 号</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項の障害福祉サービス事業を行うため、大田区立障害者福祉施設(以下「施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称等)</p>	<p>第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項の障害福祉サービス事業を行うため、大田区立障害者福祉施設(以下「施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称等)</p>
<p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p>	<p>第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p>
<p>2 施設は、規則で定めるところにより次の事業を行う。</p>	<p>2 施設は、規則で定めるところにより次の事業を行う。</p>
<p>(1) 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関すること。</p>	<p>(1) 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関すること。</p>
<p><u>(2) 法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に関すること。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p><u>(3) 法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助に関すること。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「法施行規則」という。)第 6 条の 7 第 2 号に規定する自立訓練(生活訓練)に関すること。</p> <p>(5) 法施行規則第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に関すること。</p> <p>(利用者)</p>	<p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「法施行規則」という。)第 6 条の 7 第 2 号に規定する自立訓練(生活訓練)に関すること。</p> <p>(3) 法施行規則第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に関すること。</p> <p>(利用者)</p>
<p>第 3 条 施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>第 3 条 施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>
<p>(1) 法第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</p>	<p>(1) 法第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</p>
<p>(2) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 に規定する措置を受けた者</p>	<p>(2) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 に規定する措置を受けた者</p>
<p>(3) その他区長が必要と認めた者</p>	<p>(3) その他区長が必要と認めた者</p>

新	旧
<p>(施設の管理)</p> <p>第3条の2 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）であつて次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定手続)</p> <p>第3条の3 区長は、次の要件を満たす法人を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 利用者に対する障害福祉サービスの提供を十分かつ効率的に行う能力及び実績を有していること。</p> <p>(2) 施設の管理を安定的かつ効率的に行う能力及び実績を有していること。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする法人は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>第3条の4 指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を指定する場合で従前の指定管理者である法人から前条第2項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい旨の申出があつたときは、区長は、当該法人の指定に係る施設の管理の実績を考慮して、これを指定管理者とすべきものとして選定することができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条の5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用に関すること。</p> <p>(2) 利用者の生活支援、作業訓練、健康管理そ</p>	<p>(施設の管理)</p> <p>第3条の2 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）であつて次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定手続)</p> <p>第3条の3 区長は、次の要件を満たす法人を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 利用者に対する障害福祉サービスの提供を十分かつ効率的に行う能力及び実績を有していること。</p> <p>(2) 施設の管理を安定的かつ効率的に行う能力及び実績を有していること。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする法人は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>第3条の4 指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を指定する場合で従前の指定管理者である法人から前条第2項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい旨の申出があつたときは、区長は、当該法人の指定に係る施設の管理の実績を考慮して、これを指定管理者とすべきものとして選定することができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条の5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用に関すること。</p> <p>(2) 利用者の生活指導、作業訓練、健康管理そ</p>

新	旧
<p>の他の処遇に関する事。</p> <p>(3) 施設、付属設備及び物品の保全に関する事。</p> <p>(4) 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境の整備に関する事。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して区長が必要と認める業務 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第3条の6 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。 (利用の手続)</p> <p>第4条 第3条第1号の者が、施設を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者と契約するものとする。</p> <p>2 第3条第3号の者が、施設を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 秩序を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 利用目的に虚偽があると認められるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。 (利用料金等)</p> <p>第5条 指定管理者は、第3条第1号の者が施設を利用するときは、法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び別表第2に定めるところにより算定した食</p>	<p>の他の処遇に関する事。</p> <p>(3) 施設、付属設備及び物品の保全に関する事。</p> <p>(4) 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境の整備に関する事。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して区長が必要と認める業務 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第3条の6 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。 (利用の手続)</p> <p>第4条 第3条第1号の者が、施設を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者と契約するものとする。</p> <p>2 第3条第3号の者が、施設を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 秩序を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 利用目的に虚偽があると認められるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。 (利用料金等)</p> <p>第5条 指定管理者は、第3条第1号の者が施設を利用するときは、法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び別表第2に定めるところにより算定した食</p>

新	旧
<p>_____費用の額の合計額を、利用料金として当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）から徴収するものとする。<u>ただし、同表に掲げる家賃については、第2条第2項第2号の事業の利用者からは、徴収しない。</u></p>	<p>_____事の提供に要する費用の額の合計額を、利用料金として当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）から徴収するものとする。_____</p>
<p>2 前項の場合において、指定管理者は、同項に掲げる施設の利用につき法その他の法令に基づく給付を代理受領するときは、同項の利用料金から当該代理受領する額を控除して得た額を利用者から徴収するものとする。</p>	<p>2 前項の場合において、指定管理者は、同項に掲げる施設の利用につき法その他の法令に基づく給付を代理受領するときは、同項の利用料金から当該代理受領する額を控除して得た額を利用者から徴収するものとする。</p>
<p>3 指定管理者は、第3条第3号の者が施設を利用するときは、第1項の規定の例により算定した額から前項の規定の適用があるものとして算定した額を控除して得た額を、利用料金として利用者から徴収するものとする。</p>	<p>3 指定管理者は、第3条第3号の者が施設を利用するときは、第1項の規定の例により算定した額から前項の規定の適用があるものとして算定した額を控除して得た額を、利用料金として利用者から徴収するものとする。</p>
<p>4 指定管理者は、利用者から創作活動又は生産活動に要する費用その他の実費を徴収することができる。</p>	<p>4 指定管理者は、利用者から創作活動又は生産活動に要する費用その他の実費を徴収することができる。</p>
<p>5 第1項から第3項までの利用料金及び前項の実費（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者の収入とする。</p>	<p>5 第1項から第3項までの利用料金及び前項の実費（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者の収入とする。</p>
<p><u>(利用料金の減免)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第5条の2 指定管理者は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。ただし、法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を除く。</u></p>	
<p>(契約の解除)</p>	<p>(契約の解除)</p>
<p>第6条 指定管理者は、第4条第1項の規定による契約について、規則で定めるところにより解除することができる。</p>	<p>第6条 指定管理者は、第4条第1項の規定による契約について、規則で定めるところにより解除することができる。</p>
<p>(利用の承認の取消し等)</p>	<p>(利用の承認の取消し等)</p>
<p>第7条 区長は、第4条第2項の規定により利用の承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。</p>	<p>第7条 区長は、第4条第2項の規定により利用の承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。</p>

新	旧
<p>(1) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) この条例若しくは規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 工事その他の理由により区長が必要と認めるとき。</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 第4条第1項、第5条第1項から第4項まで、<u>第5条の2、第6条及び別表第2</u>の規定は、区長が指定管理者の指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合で、区長自ら臨時に施設の管理を行うときは、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、施設の利用の手續及び使用料等の徴収について、これを準用する。この場合において、第4条第1項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、第5条の見出し中「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、同条第1項から第3項までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、同条第4項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、第5条の2の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表第2中「あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>付 則 (平成18年3月20日条例第28号)</p> <p>改正 平成21年3月26日第37号 平成25年3月15日第12号</p>	<p>(1) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) この条例若しくは規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 工事その他の理由により区長が必要と認めるとき。</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 第4条第1項、第5条第1項から第4項まで<u>及び第6条</u>の規定は、区長が指定管理者の指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合で、区長自ら臨時に施設の管理を行うときは、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、施設の利用の手續及び使用料等の徴収について、これを準用する。この場合において、第4条第1項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、第5条の見出し中「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、同条第1項から第3項までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、同条第4項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、<u>第6条中「指定管理者</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>付 則 (平成18年3月20日条例第28号)</p> <p>改正 平成21年3月26日第37号 平成25年3月15日第12号</p>



新	旧																				
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の第 5 条及び<u>別表第 2</u>の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後の利用に係るものから適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の第 5 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「代理受領するときは、同項の使用料から当該代理受領する額」とあるのは「代理受領するとき又は国、東京都若しくは区が定める措置による利用者負担の軽減があるときは、同項の使用料から当該代理受領する額及び当該軽減の額」とする。</p> <p>4 改正後の<u>別表第 2</u>の規定の適用については、当分の間、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者については、同表中「650 円」とあるのは「230 円」とする。</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者については、同表中「650 円」とあるのは「650 円。ただし、区長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより 230 円以上 650 円未満の範囲内でその額を定めることができる。」とする。</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p><u>1 通所施設</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立大森東福祉園</td> <td>大田区大森東一丁目 36 番 7 号</td> </tr> <tr> <td>大田区立南六郷福祉園</td> <td>大田区南六郷三丁目 23 番 8 号</td> </tr> <tr> <td>大田区立久が原福祉園</td> <td>大田区久が原一丁目 2 番 5 号</td> </tr> <tr> <td>大田区立大田生活実習</td> <td>大田区萩中二丁目 10 番 11</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大田区立大森東福祉園	大田区大森東一丁目 36 番 7 号	大田区立南六郷福祉園	大田区南六郷三丁目 23 番 8 号	大田区立久が原福祉園	大田区久が原一丁目 2 番 5 号	大田区立大田生活実習	大田区萩中二丁目 10 番 11	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の第 5 条及び<u>別表第 3</u>の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後の利用に係るものから適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の第 5 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「代理受領するときは、同項の使用料から当該代理受領する額」とあるのは「代理受領するとき又は国、東京都若しくは区が定める措置による利用者負担の軽減があるときは、同項の使用料から当該代理受領する額及び当該軽減の額」とする。</p> <p>4 改正後の<u>別表第 3</u>の規定の適用については、当分の間、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者については、同表中「650 円」とあるのは「230 円」とする。</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者については、同表中「650 円」とあるのは「650 円。ただし、区長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより 230 円以上 650 円未満の範囲内でその額を定めることができる。」とする。</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p>(追加)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立大森東福祉園</td> <td>大田区大森東一丁目 36 番 7 号</td> </tr> <tr> <td>大田区立南六郷福祉園</td> <td>大田区南六郷三丁目 23 番 8 号</td> </tr> <tr> <td>大田区立久が原福祉園</td> <td>大田区久が原一丁目 2 番 5 号</td> </tr> <tr> <td>大田区立大田生活実習</td> <td>大田区萩中二丁目 10 番 11</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大田区立大森東福祉園	大田区大森東一丁目 36 番 7 号	大田区立南六郷福祉園	大田区南六郷三丁目 23 番 8 号	大田区立久が原福祉園	大田区久が原一丁目 2 番 5 号	大田区立大田生活実習	大田区萩中二丁目 10 番 11
名称	位置																				
大田区立大森東福祉園	大田区大森東一丁目 36 番 7 号																				
大田区立南六郷福祉園	大田区南六郷三丁目 23 番 8 号																				
大田区立久が原福祉園	大田区久が原一丁目 2 番 5 号																				
大田区立大田生活実習	大田区萩中二丁目 10 番 11																				
名称	位置																				
大田区立大森東福祉園	大田区大森東一丁目 36 番 7 号																				
大田区立南六郷福祉園	大田区南六郷三丁目 23 番 8 号																				
大田区立久が原福祉園	大田区久が原一丁目 2 番 5 号																				
大田区立大田生活実習	大田区萩中二丁目 10 番 11																				

新		旧	
所	号	所	号
大田区立新井宿福祉園	大田区中央二丁目 13 番 2 号	大田区立新井宿福祉園	大田区中央二丁目 13 番 2 号
大田区立池上福祉園	大田区池上六丁目 40 番 3 号	大田区立池上福祉園	大田区池上六丁目 40 番 3 号
大田区立くすのき園	大田区南六郷三丁目 23 番 9 号	大田区立くすのき園	大田区南六郷三丁目 23 番 9 号
大田区立うめのき園	大田区東糀谷五丁目 17 番 14—101 号	大田区立うめのき園	大田区東糀谷五丁目 17 番 14—101 号
大田区立うめのき園分場	大田区大森南一丁目 20 番 8 号	大田区立うめのき園分場	大田区大森南一丁目 20 番 8 号
大田区立大田福祉作業所	大田区大森西三丁目 3 番 9 号	大田区立大田福祉作業所	大田区大森西三丁目 3 番 9 号
大田区立大田福祉作業所大森西分場	大田区大森西二丁目 20 番 17 号	大田区立大田福祉作業所大森西分場	大田区大森西二丁目 20 番 17 号
大田区立しいのき園	大田区西糀谷二丁目 9 番 12 号	大田区立しいのき園	大田区西糀谷二丁目 9 番 12 号
大田区立はぎなか園	大田区萩中二丁目 12 番 23 号	大田区立はぎなか園	大田区萩中二丁目 12 番 23 号
(削除)		備考 本表の施設は、通所施設とする。	
2 その他の施設		(追加)	
名称	位置		
大田区立つばさホーム 前の浦	大田区大森南二丁目 15 番 1 号		
別表第 2 (第 5 条関係)		別表第 2 (第 5 条関係)	
1 通所施設		(追加)	
種別	単位	金額	
食事の提供に要する費用	1 食	650 円	食事の提供に要する費用
2 その他の施設		(追加)	
種別	単位	金額	
家賃	1 月	3 万円を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める額	

新		旧
食材料費、光熱水費その 他の日常生活に要する 費用		実費相当額
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から付則第4項までの規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(大田区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>2 <u>大田区立知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>付則第2項及び第4項中「別表第3」を「別表第2」に改める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(準備行為)</u></p> <p>3 <u>第3条の3の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u></p> <p>4 <u>区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。</u></p>		